



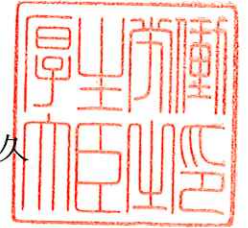
厚生労働省発生食 0104 第 2 号

平成 28 年 1 月 4 日

食品安全委員会

委員長 佐藤 洋 殿

厚生労働大臣 塩崎 恭久



食品健康影響評価について

食品安全基本法（平成 15 年法律第 48 号）第 24 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、下記事項に係る同法第 11 条第 1 項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求めます。

記

食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）第 11 条第 1 項の規定に基づき、同項の食品の規格として、次に掲げる食品中の農薬の残留基準を設定すること

ピカルブトラゾクス



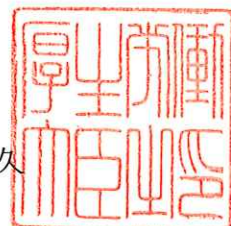
厚生労働省発生食0104第3号

平成28年1月4日

食品安全委員会

委員長 佐藤 洋 殿

厚生労働大臣 塩崎 恭久



食品健康影響評価について

食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第1項第1号の規定に基づき、下記事項に係る同法第11条第1項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求めます。

記

食品衛生法（昭和22年法律第233号）第11条第1項の規定に基づき、同項の食品の規格として、次に掲げる食品中の農薬の残留基準を設定すること

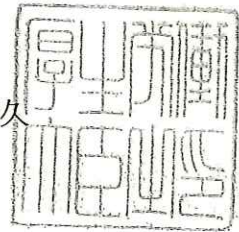
フルジオキシニル



厚生労働省発生食0104第6号
平成28年1月4日

食品安全委員会
委員長 佐藤 洋 殿

厚生労働大臣 塩崎 恭久



食品健康影響評価について

食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第1項第1号の規定に基づき、下記事項に係る同法第11条第1項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求めます。

記

食品衛生法（昭和22年法律第233号）第11条第1項の規定に基づき定められた、乳及び乳製品の成分規格等に関する省令（昭和26年厚生省令第52号）における脱脂濃縮乳に係る規定を以下のとおり改正すること。

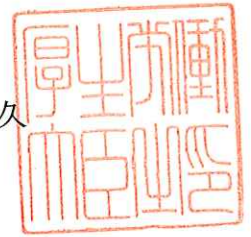
- ・たんぱく質量の調整のために乳糖及び生乳、牛乳、特別牛乳、成分調整牛乳、低脂肪牛乳又は無脂肪牛乳からろ過により得られたものの添加を認めること。
- ・脱脂粉乳と同様の加熱条件となるよう、製造基準を設けること。
- ・製造実態に基づき、保存基準を改正すること。



厚生労働省発生食0105第1号
平成28年1月5日

食品安全委員会
委員長 佐藤 洋 殿

厚生労働大臣 塩崎 恭久



食品健康影響評価について

食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第1項第14号、食品安全委員会令（平成15年政令第273号）第1条第1項及び食品安全委員会令第1条第1項の内閣府令で定めるときを定める内閣府令（平成15年内閣府令第66号）第1号の規定に基づき、下記事項に係る食品安全基本法第11条第1項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求めます。

記

食品衛生法（昭和22年法律第233号）第11条第1項の規定に基づく「食品、添加物等の規格基準」（昭和34年厚生省告示第370号）の規定に基づき定められた「組換えDNA技術応用食品及び添加物の安全性審査の手続」（平成12年厚生省告示第233号）第3条の規定に基づき、次に掲げる添加物の安全性審査を行うこと。

RN-No. 2 株を利用して生産された5'-イノシン酸二ナトリウム



食品健康影響評価の審議状況

(平成28年1月8日現在)

区分	要請件数 注2)	うち 27年度分	自ら評価	合計	評価終了 うち 27年度分	意見 募集中 注3)	審議中 注1)	
添加物 注11)	165	12	0	165	160	22	1	4
農薬	1030	31	0	1030	778	56	15	237
うちポジティブリスト関係	491	6	0	491	301	21	6	184
うち清涼飲料水	33		0	33	33		0	0
うち飼料中の残留農薬基準 注7)	42		0	42	10		0	32
動物用医薬品	522	27	0	522	488	33	2	32
うちポジティブリスト関係	109	1	0	109	75	5	4	30
汚染物質等 注8)	62		3	65	60		0	5
うち清涼飲料水	49		0	49	46		0	3
器具・容器包装	16		0	16	11	3	0	5
微生物・ウイルス 注9)	14	1	2	16	15	1	0	1
プリオン	49	9	16	65	48	6	2	15
かび毒・自然毒等 注4)	7		3	10	10		0	0
遺伝子組換え食品等	237	17	0	237	218	14	2	17
新開発食品 注5)	81		1	82	81	3	1	2
肥料・飼料等	203	6	0	203	144	17	1	58
うちポジティブリスト関係	100		0	100	57		0	43
薬剤耐性菌	1	1	0	1	0		0	1
肥飼料・微生物合同 注10)	1(34)		0	1	1(13)		0	0
高濃度にジアシルグリセロールを含む食品に関するワーキンググループ	1		0	1	1		0	0
食品による窒息事故に関するワーキンググループ	1		0	1	1		0	0
放射性物質の食品健康影響に関するワーキンググループ	1		0	1	1		0	0
その他 注6)	1		1	2	1		0	1
合計	2,392	104	26	2,418	2,018	155	24	378

- (注) 1 審議中欄には、審議継続の案件のほか、今後検討を開始するものを含む。
2 リスク管理機関から、評価要請後に取り下げ申請があった場合には、その分を要請件数から減じている。
3 意見募集中欄には、意見情報の募集を締め切った後に検討中のものも含む。
4 自ら評価案件「デオキシニバレノール及びニバレノール」について、評価終了欄には「デオキシニバレノール」、「ニバレノール」をそれぞれ1件として計上し、2件として記入している。
5 自ら評価案件「トランス脂肪酸」は、通知先が消費者庁、厚生労働省及び農林水産省のため、評価終了欄は3件として記入している。
6 平成22年3月18日に自ら評価案件として決定された「アルミニウム」は、まず情報収集から始めることとされたため、現在、担当専門調査会が未定となっている。
7 飼料中の残留農薬基準欄については、ポジティブリスト制度の導入に際して、飼料中の残留基準が設定された農薬についての食品安全基本法第24条第2項に基づく意見聴取案件数である。
8 平成26年7月30日付けで評価要請のあった「ジクロロ酢酸」「トリクロロ酢酸」については、「クロロ酢酸」も評価したため、3件として記入している。
9 平成16年度に自ら評価案件として決定した「食中毒原因微生物に関する食品健康影響評価」については、平成24年6月28日の委員会において、自ら評価案件として終了することとなった。
10 平成15年12月8日付けで評価要請のあった「飼料添加物として指定された抗菌性物質、動物用医薬品のうち、飼料添加物として指定されている抗菌性物質と同一又は同系統で薬剤耐性の交差が認められる抗菌性物質により選択される薬剤耐性菌に係る食品健康影響評価」について、()内に物質数を記入している。
11 平成25年11月20日付けで評価要請のあった過酢酸製剤及び同製剤に含まれる物質については、過酢酸製剤の評価に当たり「酢酸」「過酸化水素」も評価したため、過酢酸製剤及び「過酢酸」「1-ヒドロキシエチリデン-1, 1-ジホスホン酸」「オクタン酸」「酢酸」「過酸化水素」の計6件として記入している。

委員会の意見の聴取に関する案件の審議状況

(平成28年1月8日現在)

I 専門調査会において検討中、または今後検討を開始するもの

接受日	要請元	食 品 健 康 影 響 評 価 の 対 象	
15/ 7/ 3	厚	清涼飲料水の規格基準を改正すること(汚染物質2物質)	2
15/12/ 8	農	飼料添加物として指定された抗菌性物質、動物用医薬品のうち、飼料添加物として指定されている抗菌性物質と同一又は同系統で薬剤耐性の交差が認められる抗菌性物質により選択される薬剤耐性菌 ※	(20)
16/10/29	農	動物用医薬品 アンピシリンナトリウムを有効成分とする牛の注射剤(注射用ピクシリン)㊦、チアンフェニコールを有効成分とする牛及び豚の注射剤(ネオマイゾン注射液及びバシット注射液)㊦㊧	2
17/2/14	厚	農薬 ジコホール	1
17/8/5	農	動物用医薬品 スルファメトキサゾール及びトリメプリームを有効成分とする豚の飲水添加剤(動物用シノラル液)㊦㊧、セファピリンベンザチンを有効成分とする製剤原料(セファピリンベンザチン「コーキン」)、牛の乳房注入剤(KPドアイー5G)及びセファピリンナトリウムを有効成分とする牛の乳房注入剤(KPラックー5G)㊦㊧、ホスホマイシンを有効成分とする牛の注射剤(動物用ホスミンS(静注用))㊦㊧	3
17/8/15	厚	添加物 アルミノケイ酸ナトリウム、ケイ酸カルシウムアルミニウム	2
17/9/13	厚	動物用医薬品 アンピシリンナトリウム㊦、スルファメトキサゾール㊦、トリメプリーム㊦、セファピリンベンザチン㊦、セファピリンナトリウム㊦	5
18/5/9	厚	農薬 ホルペット	1
18/7/18	厚	農薬 ジコホール☆、ホルペット☆	2
18/7/18	厚	動物用医薬品 アンピシリン☆㊦、スルファメトキサゾール☆㊦、セファピリン☆㊦、トリメプリーム☆㊦	4
18/12/19	厚	農薬 フリラゾール☆	1
18/12/19	厚	動物用医薬品 キシラジン☆、アモキシシリン☆㊦	2
19/1/15	厚	農薬 イマゼタピルアンモニウム塩☆、シクロエート☆、ピノキサデン☆	3
19/1/15	厚	動物用医薬品 クマホス☆、酢酸メレンゲステロール☆、メチルプレドニゾロン☆	3
19/2/6	厚	農薬 スピロキサミン☆	1
19/2/6	厚	動物用医薬品 アレスリン☆、クロルマジノン☆、スルフイソゾール☆㊦	3
19/ 3/6	厚	農薬 トリチコナゾール☆	1
19/3/6	厚	動物用医薬品 イソオイゲノール☆、イソシンコメロン酸二プロピル☆、ジシクラニル☆	3
19/3/22	厚	動物用医薬品 スルファチアゾール☆㊦、スルファジメトキシ☆㊦、スルファモトキシ☆㊦	3
19/5/17	-	我が国に輸入される牛肉等に関する食品健康影響評価◎	2

注：※印は食品安全基本法第24条第3項に基づく意見聴取案件である。

㊦は肥料・飼料等専門調査が担当する評価案件である。㊧は薬剤耐性菌に関する評価が必要なもの。

☆印は、ポジティブリスト制度に伴う食品安全基本法第24条第2項に基づく意見聴取案件である。

I 専門調査会において検討中、又は今後検討を開始するもの(続き)

接受日	要請元	食 品 健 康 影 響 評 価 の 対 象	
19/5/22	厚	動物用医薬品 フェノキシメチルペニシリン☆ 	1
19/6/5	厚	農薬 イマザメタベンズメチルエステル☆、メソスルフロンメチル☆、スルフエントラゾン☆	3
19/6/26	厚	農薬 キャプタン☆	1
19/8/28	厚	動物用医薬品 ジクロキサシリン☆ 	1
19/10/2	厚	農薬 ジクロメジン<一部☆>	2
19/12/18	厚	農薬 クロピラリド☆、イソキサジフェンエチル☆	2
20/1/15	農	動物用医薬品 硫酸セフキノムを有効成分とする牛の注射剤(コバクタン/セファガード) Ⓜ 	1
20/2/5	厚	農薬 フェントラザミド	1
20/3/11	厚	農薬 酸化プロピレン☆、ヒドラメチルノン☆、フェンチン☆、Sec-ブチルアミン☆、 ブロディファコウム☆	5
20/3/25	厚	農薬 イプロバリカルブ☆、スルホスルフロン☆、ピリデート☆、フッ化スルフルル☆	4
20/4/17	-	食品及び器具・容器包装中の鉛に関する食品健康影響評価の実施について◎	
20/6/3	厚	動物用医薬品 トビシリン 	1
20/7/8	厚	農薬 クロキンセットメキシル☆、クロジナホッププロパルギル☆	2
20/7/8	厚	ビスフェノールAがヒトの健康に与える影響について※	1
20/9/5	厚	器具・容器包装 カドミウム、鉛	2
21/2/3	厚	農薬及び動物用医薬品 ホキシム☆	2
21/2/9	厚	農薬 エチオン☆、オキシデトメチル☆、カルボフラン☆、ジクロラン☆、ジノカップ ☆、フェンプロピモルフ☆、ベナラキシル☆、ホレート☆	8
21/3/10	厚	動物用医薬品 ナナフロシン☆ 	2
21/3/24	厚	農薬 パラチオンメチル☆、フェナミホス☆	2
21/3/24	厚	農薬及び動物用医薬品 ジクロルボス及びナレド☆	2
21/12/14	厚	農薬 キャプタン、フラザスルフロン☆	2
21/12/14	厚	器具・容器包装 フタル酸ジイソデシル(DIDP)、フタル酸ジオクチル(DNOP)	2
22/1/25	厚	農薬 イミノクタジン<一部☆> ■	2
22/2/15	消	特定保健用食品 ピュアカム葉酸※■、ピュアカム葉酸 MV※■	2
22/2/16	厚	農薬 グリホサート<一部☆> ■	2
22/2/16	厚	動物用医薬品 トルフェナム酸☆	1
22/2/16	厚	動物用医薬品 クロキサシリン☆ 	1
22/2/16	厚	対象外物質 アスタキサンチン☆  、β-アポ-8'-カロチン酸エチルエステル☆  、 β-カロテン☆  、クエン酸☆  、酒石酸☆  、トウガラシ色素☆  、トコフェロール ☆  、乳酸☆<農薬用途もあり>  、マリーゴールド色素☆  、メナジオン☆  、 レチノール☆ 	11

注：※印は食品安全基本法第24条第3項に基づく意見聴取案件である。☆印は、ポジティブリスト制度に伴う食品安全基本法第24条第2項に基づく意見聴取案件である。は肥料・飼料等専門調査が担当する評価案件である。Ⓜは薬剤耐性菌に関する評価が必要なもの。◎印は食品安全基本法第23条第1項第2号による自ら評価であり、日付は委員会で自ら評価を行うことを決定した日である。

I 専門調査会において検討中、又は今後検討を開始するもの(続き)

接受日	要請元	食 品 健 康 影 響 評 価 の 対 象	
22/2/23	厚	農薬 2,4-D☆	1
22/3/1	厚	農薬 フルロキシピル☆	1
22/3/18	—	アルミニウム◎	1
22/3/23	厚	農薬 ベンタゾン☆	1
22/3/23	厚	動物用医薬品 フルメキン☆ ㊦	1
22/5/11	厚	農薬 クロルデン☆	1
22/6/22	農	農薬 2, 4-D☆、グリホサート☆、ベンタゾン☆〈全て飼〉	3
22/8/12	厚	農薬 プロバナゾール<一部☆>、ハロキシホップ☆	3
22/9/13	厚	農薬 クロマゾン☆、テトラジホン☆、トリクロピル☆、	3
22/9/27	厚	農薬 DCIP☆、酸化フェンブタズ☆	2
22/11/12	厚	農薬 イマザリル☆、ジフルフェンゾピル☆、ジメチピン☆、テルブホス☆、 トリアスフロソ☆、パラチオン☆、ビンクロゾリン☆モノクロトホス☆	8
22/11/15	農	農薬 テルブホス〈飼〉☆	1
22/12/10	厚	農薬及び動物用医薬品 クロルフェンビンホス☆	2
22/12/10	厚・農	農薬及び動物用医薬品 メトプレネ☆<一部〈飼〉>	2
23/1/24	厚	農薬 テブフェンピラド■<一部☆>、ペンコナゾール☆	3
23/1/24	厚	動物用医薬品 ゲンタマイシン☆ ㊦、スピラマイシン☆ ㊦、セフロキシム☆ ㊦	3
23/2/10	厚	農薬 カルボスルファン<一部☆>、ベンフラカルブ<一部☆>■、エンドスルファン ☆、クロリムロンエチル☆、クロルタールジメチル☆、デスメディファム☆	8
23/3/25	厚	農薬 エタメツルフロソメチル☆、ジスルホソ☆、プロパジン☆、プロモキシニル☆	4
23/3/25	厚	動物用医薬品 ジミナゼン☆	1
23/3/31	—	加熱時に生じるアクリルアミド◎	1
23/4/19	厚	添加物 カルミン	1
23/4/25	農	農薬 プロモキシニル(飼料)☆	1
23/4/26	厚	添加物 酸性リン酸アルミニウムナトリウム	1
23/6/10	厚	農薬 イソキサチオン<一部☆>、イソウロン☆、フェナリモル☆	4
23/9/22	厚	農薬 2,4-DB☆、EPTC☆、アミノピラリド☆、イオドスルフロソメチル☆、クロスルフロ ン☆、クロロタロニル☆、シクロキシジム☆、ジフェンゾコート☆、テクナゼン☆、ニコスル フロソ☆、フルカルバゾンナトリウム塩☆、マレイン酸ヒドラジド☆、メスルフロソメチル☆	13
23/10/11	厚	農薬 チアクロプリド■、アクリナトリン■<一部☆>、セトキシジム<一部☆>、ジクロホ ップメチル☆、トリフロキシスルフロソ☆、トリベヌロンメチル☆、ピクロラム☆、フェノキサ プロップエチル☆、ブタフェナシル☆、フルオメツロン☆、アトラジン☆	13
23/10/11	農	農薬 アトラジン☆	1

注：☆印は、ポジティブリスト制度に伴う食品安全基本法第 24 条第2項に基づく意見聴取案件である。◎印は食品安全基本法第23条第1項第2号による自ら評価であり、日付は委員会ですら評価を行うことを決定した日である。※印は食品安全基本法第 24 条第 3 項に基づく意見聴取案件である。■印は企業申請案件である(平成 22 年 1 月1日以降委員会において説明したもののみ)。㊦は肥料・飼料等専門調査が担当する評価案件である。

I 専門調査会において検討中、又は今後検討を開始するもの(続き)

接受日	要請元	食 品 健 康 影 響 評 価 の 対 象	
23/11/18	厚	農薬 トラルコキシジム☆、フェノキシカルブ☆、プロスルフロン☆	3
24/1/23	厚	農薬及び動物用医薬品 シハロトリン☆	2
24/1/23	農	農薬 エチオン☆、カルボフラン☆、キャプタン☆、ホレート☆、シハロトリン☆、ジクロロボス及びナレド☆	6
24/1/23	厚	動物用医薬品 スルファジミジン☆	1
24/2/24	厚	動物用医薬品 イソメタミジウム☆、ジエチルスチルベストロール☆	2
24/3/26	厚	農薬 リムスルフロン☆	1
24/3/26	厚	農薬及び動物用医薬品 エマメクチン安息香酸塩☆	2
24/5/21	厚	農薬 4-クロルフェノキシ酢酸☆、トリデモルフ☆、フラムプロップメチル☆	3
24/5/21	厚	農薬及び動物用医薬品 ペルメトリン☆	2
24/5/21	農	農薬 ペルメトリン☆	1
24/7/18	厚	農薬 クロルフルアズロン<一部☆>、ホスチアゼート■<一部☆>、テフルトリン☆、トリホリン☆、シアナジン☆	7
24/7/18	厚	動物用医薬品及び飼料添加物 サリノマイシン☆、センデュラマイシン☆、バシトラシン☆	3
24/7/18	厚	動物用医薬品 スペクチノマイシン☆	1
24/7/18	農	農薬 シアナジン☆	1
24/8/21	農	農薬 シフルトリン☆	1
24/8/21	厚	農薬 トルクロホスメチル☆、フサライド☆、フルスルファミド☆	3
24/8/21	厚	農薬及び動物用医薬品 シフルトリン☆	2
24/8/21	厚	動物用医薬品 カルバドックス☆、サラフロキサシン☆、ネオマイシン☆	3
24/8/21	厚	飼料添加物 プチルヒドロキシアニソール☆	1
24/9/18	厚	農薬 メコプロップ☆	1
24/9/18	厚	農薬及び動物用医薬品 カルバリル☆	2
24/9/18	厚	動物用医薬品 ブロムフェノホス☆	1
24/9/19	農	農薬 カルバリル☆	1
25/1/22	農	農薬 クロルピリホスメチル☆、クロルフェンビンホス☆、シマジン☆、パラチオン☆、フェンプロパトリン☆	5
25/1/30	厚	農薬 クロルピリホスメチル☆、シマジン☆、フェンプロパトリン☆	3
25/1/30	厚	動物用医薬品 デキサメタゾン☆、ベタメタゾン☆	2

注：☆印は、ポジティブリスト制度に伴う食品安全基本法第 24 条第2項に基づく意見聴取案件である。◎印は食品安全基本法第23条第1項第2号による自ら評価であり、日付は委員会で自ら評価を行うことを決定した日である。※印は食品安全基本法第 24 条第 3 項に基づく意見聴取案件である。■印は企業申請案件である(平成 22 年 1 月1日以降委員会において説明したもののみ)。は肥料・飼料等専門調査が担当する評価案件である。

I 専門調査会において検討中、又は今後検討を開始するもの(続き)

接受日	要請元	食 品 健 康 影 響 評 価 の 対 象
25/3/12	厚	農薬 アイオキシニル☆、イプロジオン☆、エテホン☆、オキサミル☆、カルフェントラゾ ンエチル☆、クロリダゾン☆、ジクロルプロップ☆、ジクワット☆、ターバシル☆、ピリミホス メチル☆、フルシトリネート☆、プロフェノホス☆、ホルクロルフェニユロン☆、メタミロン ☆、メチダチオン☆、レナシル☆ 16
25/3/12	厚	動物用医薬品及び飼料添加物 ハロフジノン☆ 1
25/3/12	農	農薬 ジクワット☆、ピリミホスメチル☆ 2
25/4/2	厚	プリオン アイルランドから輸入される牛肉及び牛の内臓について※、ポーランドから 輸入される牛肉及び牛の内臓について※ (2)
25/4/9	厚	化学物質・汚染物質 清涼飲料水の規格基準の改正について# 1
25/6/10	農	農薬 γ-BHC☆、ジメトエート☆、パラコート☆、メチダチオン☆ 4
25/6/12	厚	農薬 2,4-D■、アラニカルブ☆、イマザキン☆、クロルメコート☆、ジウロン☆、 シプロコナゾール☆、ジベレリン☆、ジメトエート☆、パラコート☆、 フルキンコナゾール☆、プロクロラズ☆、プロチオホス☆、プロマシル☆ 13
25/6/13	厚	遺伝子組換え食品等 MDT06-228 株を利用して生産されたエキソマルトテトラオ ヒドロラーゼ■ 1
25/8/20	厚	農薬 DBEDC■〈一部☆〉、ノニルフェノールスルホン酸銅■〈一部☆〉、イマザモックス アンモニウム塩☆、ヒメキサゾール☆、メトリブジン☆、リュロン☆ 8
25/8/20	厚	農薬及び動物用医薬品 ジヒドロストレプトマイシン及びストレプトマイシン☆ 2
25/8/20	厚	飼料添加物 ジブチルヒドロキシトルエン■ 1
25/8/21	農	遺伝子組換え食品等 p-ヒドロキシフェニルピルビン酸ジオキシゲナーゼ阻害型除草 剤及び除草剤グルホシネート耐性ダイズSYHT0H2系統(飼料)■ 1
25/8/22	厚	遺伝子組換え食品等 p-ヒドロキシフェニルピルビン酸ジオキシゲナーゼ阻害型除草 剤及び除草剤グルホシネート耐性ダイズSYHT0H2系統(食品)■ 1
25/11/14	厚	農薬 メピコートクロリド☆ 1
25/12/10	厚	農薬 クレトジム☆ 1
25/12/10	厚	農薬及び動物用医薬品 シペルメトリン☆ 2
25/12/10	厚	動物用医薬品及び飼料添加物 ナイカルバジン☆■ 1
25/12/20	厚	農薬 ニテンピラム☆ 1
26/2/3	厚	農薬 オキスポコナゾールフマル酸塩☆ 1
26/2/19	農	遺伝子組換え食品等 アクリルアミド産生低減及び打撲黒斑低減ジャガイモ (SPS-00E12-8)(飼料)■ 1
26/2/20	厚	遺伝子組換え食品等 アクリルアミド産生低減及び打撲黒斑低減ジャガイモ (SPS-00E12-8)(食品)■ 1

注： ☆印は、ポジティブリスト制度に伴う食品安全基本法第 24 条第2項に基づく意見聴取案件である。

◎印は食品安全基本法第23条第1項第2号による自ら評価である。■印は企業申請案件である(平成22年1月1日以降委員会において説明したもののみ)。■印は肥料・飼料等専門調査が担当する評価案件である。#印は清涼飲料水の規格基準改正に関わる意見聴取案件である。

I 専門調査会において検討中、又は今後検討を開始するもの(続き)

接受日	要請元	食 品 健 康 影 響 評 価 の 対 象	
26/3/12	農	遺伝子組換え食品等 除草剤グリホサート及びイソキサフルトール耐性ダイズ G72 系統(飼料) ■	1
26/3/13	厚	遺伝子組換え食品等 除草剤アリルオキシアルカノエート系、グリホサート及びグルホシネート耐性ダイズ 44406 系統(食品) ■	1
26/3/25	厚	農薬 MCPB ■<一部☆>	2
26/3/25	厚	動物用医薬品 酢酸トレンボロン☆、ゼラノール☆、プレドニゾロン☆	3
26/3/25	厚	肥料・飼料等 マデュラマイシン☆、ロベニジン☆	2
26/6/18	厚	対象外物質 グルカン ■	1
26/7/2	厚	動物用医薬品 セフチオフル ■ ㊦	1
26/9/9	厚	農薬 ピラゾリネート☆	1
27/1/8	厚	プリオン スウェーデンから輸入される牛肉及び牛の内臓 ※	1
27/1/13	厚	農薬 イソフェタミド ■、フロメキン ■	2
27/2/12	厚	プリオン ノルウェーから輸入される牛肉及び牛の内臓 ※	1
27/2/16	厚	農薬 フルオピコリド ■	1
27/3/10	厚	動物用医薬品 フロルフェニコールを有効成分とする牛の飼料添加剤及び豚の飲水添加剤(フロロコール2%液) ㊦ ■	1
27/3/30	厚	遺伝子組換え食品等 コウチュウ目害虫抵抗性及び除草剤グリホサート耐性 トウモロコシ MON87411 系統(食品) ■	1
27/4/23	厚	遺伝子組換え食品等 コウチュウ目害虫抵抗性及び除草剤グリホサート耐性 トウモロコシ MON87411 系統(飼料) ■	1
27/5/14	厚	プリオン スイス及びリヒテンシュタインから輸入される牛肉及び牛の内臓※	2
27/6/5	厚	動物用医薬品 動物用ワクチンの添加剤として使用する成分	2
27/9/25	厚	遺伝子組換え食品等 NZYM-AV 株を利用して生産された α-アミラーゼ ■	1
27/9/30	厚	農薬 スピロテトラマト ■	1
27/9/30	厚	プリオン イタリアから輸入される牛肉及び牛の内臓※	1
27/9/30	厚	遺伝子組換え食品等 PLA-54 株を利用して生産されたホスホリパーゼ A2 ■	1
27/10/8	農	薬剤耐性菌 硫酸セフキノムを有効成分とする牛及び豚の注射剤 (コバクタン/セファガード) ■	1
27/10/13	厚	農薬 クレトジム ■、シメコナゾール ■、ニテンピラム ■、ピリオフェノン ■、プロヒドロジャスモン ■、プロフェノホス ■	6

注: ☆印は、ポジティブリスト制度に伴う食品安全基本法第 24 条第2項に基づく意見聴取案件である。
※印は食品安全基本法第 24 条第3項に基づく意見聴取案件である。■印は企業申請案件である
(平成22年1月1日以降委員会において説明したもののみ)。

I 専門調査会において検討中、又は今後検討を開始するもの(続き)

接受日	要請元	食 品 健 康 影 響 評 価 の 対 象	
27/10/13	厚	農薬及び動物用医薬品 フィプロニル■	1
27/10/21	農	動物用医薬品 動物用ワクチンの添加剤として使用する成分	3
27/10/22	農	遺伝子組換え食品等 ASP595-1 株を利用して生産されたフィターゼ■	1
27/10/22	農	飼料添加物 フィターゼ■	1
27/11/17	厚・農	農薬 イミダクロプリド■	2
27/11/17	厚	農薬 フェナザキン■	1
27/11/18	農	飼料添加物 バチルス サブチルス	1
27/11/25	厚	遺伝子組換え食品等 PEG 株を利用して生産されたカルボキシペプチダーゼ ■、GLU-No. 8 株を利用して生産された L-グルタミン酸ナトリウム■、HIS-No. 2 株を利用して生産された L-ヒスチジン塩酸塩■	3
27/12/18	厚	プリオン 牛海綿状脳症 (B S E) 国内対策の見直し※	1

注： ☆印は、ポジティブリスト制度に伴う食品安全基本法第 24 条第2項に基づく意見聴取案件である。

※印は食品安全基本法第 24 条第3項に基づく意見聴取案件である。■印は企業申請案件である (平成22年1月1日以降委員会において説明したもののみ)。⊙は薬剤耐性菌に関する評価が必要なものの。Ⓔは肥料・飼料等専門調査が担当する評価案件である。

Ⅱ 専門調査会における審議結果(案)について意見募集を行っているもの

募集期間	対象となる審議結果(案)	
21/3/26～4/24	コリンエステラーゼ阻害作用を有する農薬の安全性評価のあり方について ★	
27/11/18～12/17	動物用医薬品 アルトレノゲスト ■ <一部☆>	2
27/11/25～12/24	プリオン イタリアから輸入される牛肉及び牛の内臓※	1
27/11/25～12/24	動物用医薬品 ロメフロキサシン ■ ㊦	1
27/11/25～12/24	薬剤耐性菌 フロルフェニコールを有効成分とする牛の注射剤(フロロコール200注射液)及び豚の注射剤(フロロコール100注射液)㊦、フロルフェニコールを有効成分とする牛の注射剤(ニューフロール)㊦、フロルフェニコール及びフルニキシメグルミンを有効成分とする牛の注射剤(レスフロール)㊦ ■	2
27/12/2～12/31	プリオン めん羊及び山羊の牛海綿状脳症(BSE)対策	1
27/12/9～1/7	農薬 チフルザミド ■、ホセチル☆、レピメクチン ■	3
27/12/9～1/7	遺伝子組換え食品等 THR-No. 2 株を利用して生産された L-トレオニン ■	1
27/12/24～28/1/22	添加物 過酸化水素 ■	1
27/12/24～28/1/22	遺伝子組換え食品等 除草剤グリホサート及びイソキサフルトール耐性ダイズ FG72 系統(食品) ■	1
27/12/24～28/1/22	特定保健用食品 レア スウィート ※ ■	1

注1: ★の案件についての意見募集は終了している。

注2: ☆印は、ポジティブリスト制度に伴う食品安全基本法第24条第2項に基づく意見聴取案件である。

※印は食品安全基本法第24条第3項に基づく意見聴取案件である。■印は企業申請案件である(平成22年1月1日以降委員会において説明したもののみ)。㊦は薬剤耐性菌に関する評価が必要なもの。㊦は肥料・飼料等専門調査会が担当する評価案件である。

Ⅲ 食品安全委員会において既に食品健康影響評価を終了したもの(平成27年度)

通知日	通知先	食 品 健 康 影 響 評 価 の 対 象	
27/4/7	厚	器具・容器包装 フタル酸ベンジルブチル(BBP)	1
27/4/14	厚	動物用医薬品 ジメトリダゾール☆、クロサンテル☆	2
27/4/14	厚	遺伝子組換え食品等 低リグニンアルファルファKK179 系統(食品)■、NZYM-SO 株を利用して生産されたα-アミラーゼ■	2
27/4/14	農	遺伝子組換え食品等 低リグニンアルファルファKK179 系統(飼料)■	1
27/4/14	農	薬剤耐性菌 牛及び豚に使用するセフトオフル製剤に関わる薬剤耐性菌㊟㊢	2
27/4/21	厚	対象外物質 イタコン酸■、ポリグリセリン脂肪酸エステル■	2
27/4/21	厚	プリオン スウェーデンから輸入される牛肉及び牛の内臓 ※、ノルウェーから輸入される牛肉及び牛の内臓 ※	2
27/4/21	厚	遺伝子組換え食品等 DP-No.1 株及び GG-No.1 株を利用して生産されたグルタミルバリルグリシン■、GLU-No.7 株を利用して生産された L-グルタミン酸ナトリウム■	2
27/4/28	厚	遺伝子組換え食品等 除草剤アリルオキシアルカノエート系及びグルホシネート耐性ワタ 1910 系統(食品)■	1
27/4/28	農	遺伝子組換え食品等 除草剤アリルオキシアルカノエート系及びグルホシネート耐性ワタ 1910 系統(飼料)■	1
27/5/12	厚	農薬 イソキサフルトール■、ジエトフェンカルブ☆■、テブラロキシジム☆、トリアファモン■	5
27/5/12	厚	動物用医薬品 セフトオフル■	1
27/5/12	農	動物用医薬品 セフトオフルを有効成分とする牛の注射剤(エクセーデC)及びセフトオフルを有効成分とする豚の注射剤(エクセーデS)■㊢、塩酸セフトオフルを有効成分とする牛及び豚の注射剤(エクセネルRTU)■㊢	3
27/5/12	厚・農	動物用医薬品・飼料添加物・対象外物質 L-カルニチン■	2
27/5/12	消	特定保健用食品 蹴脂茶 ※■	1
27/5/19	厚	添加物 1-メチルナフタレン	1
27/5/26	厚	対象外物質 グリセリン酢酸脂肪酸エステル■	1
27/5/26	農	牛及び豚に使用するフルオロキノロン系抗菌性物質製剤に係る薬剤耐性菌■ (一)	
27/6/2	厚	動物用医薬品 メクロプラミド☆	1
27/6/9	厚・農	農薬 エトフェンブロックス■、クロフェンテジン☆、クロルプロファム☆、ピコキシストロビン■、ピロキロン<一部☆>	7
27/6/16	厚・農	動物用医薬品 豚サーコウイルス(2型・組換え型)感染症・豚繁殖・呼吸障害症候群・マイコプラズマ・ハイオニューモニア感染症(カルボキシビニルポリマーアジュバント加)混合ワクチン(インゲルバック3フレックス)■	2
27/6/16	農	動物用医薬品 豚オーエスキー病(gI-、tk-)生ワクチン(酢酸トコフェロールアジュバント加溶解用液)(ポーシリス BegoniaDF・10、ポーシリス BegoniaDF・50)■	1

注：☆印は、ポジティブリスト制度に伴う食品安全基本法第24条第2項に基づく意見聴取案件である。

■印は企業申請案件である。㊟は薬剤耐性菌に関する評価が必要なもの。㊢は肥料・飼料等専門調査が担当する評価案件である。※印は食品安全基本法第24条第3項に基づく意見聴取案件である。

Ⅲ 食品安全委員会において既に食品健康影響評価を終了したもの(平成27年度)

通知日	通知先	食 品 健 康 影 響 評 価 の 対 象	
27/6/16	厚	特定保健用食品 葛のめぐみ ※■	1
27/6/30	厚	添加物 過酢酸製剤及び同製剤に含有される物質(過酢酸、1-ヒドロキシエチリデン-1, 1-ジホスホン酸、オクタン酸、酢酸、過酸化水素) ■	6
27/6/30	厚	農薬 アミスルブロム■	1
27/7/7	厚	農薬 オキサチアピプロリン■、フルアジホップ■〈一部☆〉、ベンチアバリカルブイソプロピル■	4
27/7/7	厚	遺伝子組換え食品等 飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令(昭和51年農林省令第35号)の改正等について	1
27/7/14	厚・農	動物用医薬品 2-10-性腺刺激ホルモン放出ホルモン類縁体・ジフテリアトキソイド結合物を有効成分とする牛の注射剤(ボプリバ) ■	2
27/7/14	厚	飼料添加物 モネンシン、モネンシンナトリウム■	2
27/7/14	農	薬剤耐性菌 ツラスロマイシンを有効成分とする牛の注射剤(ドラクシン C)の承認に係る薬剤耐性菌㊦㊧	(一)
27/7/28	厚	農薬 チアメトキサム■	1
27/7/28	厚	農薬及び動物用医薬品 ジフルベンズロン☆	2
27/7/28	厚	器具・容器包装 ポリエチレンナフタレート(PEN)を主成分とする合成樹脂製の器具又は容器包装	1
27/7/28	厚	プリオン デンマークから輸入される牛肉及び牛の内臓 ※	1
27/7/28	厚	DP-No.2 株及び GG-No.1 株を利用して生産されたグルタミルバリルグリシン■	1
27/8/4	消	特定保健用食品 大麦若葉粉末 ※■	1
27/8/4	厚	動物用医薬品 ツラスロマイシン㊦■	1
27/8/11	厚	農薬 テトラコナゾール■〈一部☆〉、トリフロキシストロビン■、フェンヘキサミド■、ベンゾフェナップ☆	5
27/8/11	農	動物用医薬品 フルニキシメグルミン■、フロルフエニコール㊦■	1
27/9/1	厚	動物用医薬品 エンロフロキサシン㊦■、動物用ワクチンの添加剤として使用する成分	1 3
27/9/1	農	動物用医薬品 エンロフロキサシンを有効成分とする豚の注射剤(バイトリル ワンジェクト注射液) ■	1
27/9/8	厚	農薬 4-アミノピリジン☆、クロロベンジレート〈一部☆〉、ジノセブ☆、チオメトン〈一部☆〉、チフェンスルフロロン☆、テブコナゾール■、トリクロロ酢酸ナトリウム塩☆、フルオピラム■、プロメトリン☆、ベンゾビンジフルピル■	12
27/9/15	厚	添加物 硫酸亜鉛■、亜セレン酸ナトリウム■	2
27/9/15	厚	動物用医薬品 フルアズロン☆、フルメトリン■〈一部☆〉	3
27/9/15	農	動物用医薬品 ツラスロマイシンを有効成分とする牛の注射剤(ドラクシン C) ㊦■	1

注：☆印は、ポジティブリスト制度に伴う食品安全基本法第 24 条第2項に基づく意見聴取案件である。

■印は企業申請案件である。㊦は薬剤耐性菌に関する評価が必要なもの。㊧は肥料・飼料等専門調査が担当する評価案件である。※印は食品安全基本法第 24 条第3項に基づく意見聴取案件である。

Ⅲ 食品安全委員会において既に食品健康影響評価を終了したもの(平成27年度)

通知日	通知先	食 品 健 康 影 響 評 価 の 対 象	
27/9/29	厚	動物用医薬品 アルベンダゾール☆	1
27/9/29	農	動物用医薬品 フロルフェニコール及びフルニキシメグルミンを有効成分とする牛の注射剤(レスフロール)■、動物用ワクチンの添加剤として使用する成分	4
27/9/29	農	遺伝子組換え食品等 <i>Aspergillus oryzae</i> NZYM-SP 株を利用して生産されたアスパラギナーゼ■、NZYM-RO 株を利用して生産された6- α -グルカノトランスフェラーゼ■	2
27/10/6	厚	遺伝子組換え食品等 CYS-No.1 株を利用して生産されたL-システイン塩酸塩■、除草剤グリホサート耐性アルファルファ J101 系統及び低リグニンアルファルファ KK179 系統を掛け合わせた品種■	2
27/10/20	農	肥料・飼料等 普通肥料の公定規格の改正について	1
27/10/20	厚	農薬 1,3-ジクロロプロペン■、ヘキサコナゾール☆、メパニピリム■〈一部☆〉	4
27/10/27	厚	動物用医薬品 イプロニダゾール	1
27/10/27	厚	器具・容器包装 フタル酸ジイソノニル(DINP)	1
27/11/10	厚	添加物 次亜臭素酸水(5,5-ジメチルヒダントイン、臭化物、次亜臭素酸水)■	3
27/11/10	厚	農薬 マンデストロビン■、イソピラザム■、キノメチオナート■〈一部☆〉、ビシクロピロン■	5
27/11/10	—	微生物・ウイルス クドア(クドア属粘液胞子虫)◎	1
27/11/17	厚	添加物 亜セレン酸ナトリウム■	1
27/11/24	農	肥料・飼料等 飼料用ゼラチン及びコラーゲンに関する規制の見直しについて	1
27/12/1	厚	遺伝子組換え食品等 DP-No. 2 株を利用して生産されたアスパルテム■	1
27/12/8	厚	添加物 <i>Aspergillus oryzae</i> NZYM-SP 株を用いて生産されたアスパラギナーゼ■	1
27/12/8	農	動物用医薬品 動物用ワクチンの添加剤として使用する成分	2
27/12/8	厚	プリオン スイス及びリヒテンシュタインから輸入される牛肉及び牛の内臓※	2
27/12/22	厚	添加物 過酢酸製剤及び同製剤に含有される物質(過酢酸、1-ヒドロキシエチリデン-1,1-ジホスホン酸、オクタン酸、酢酸、過酸化水素)■	6
27/12/22	厚	添加物 亜塩素酸ナトリウム■	2
27/12/22	厚	農薬 イミシアホス■、サフルフェナシル■、チフェンスルフロメチル■〈一部☆〉、シフルメトフェン■、フルエンスルホン■、プロチオコナゾール■	7
27/12/22	厚	農薬及び動物用医薬品 アバメクチン■	1

注：☆印は、ポジティブリスト制度に伴う食品安全基本法第24条第2項に基づく意見聴取案件である。

■印は企業申請案件である。◎印は食品安全基本法第23条第1項第2号による自ら評価である。◎は薬剤耐性菌に関する評価が必要なもの。■印は肥料・飼料等専門調査が担当する評価案件である。※印は食品安全基本法第24条第3項に基づく意見聴取案件である。＊印は耐性菌に関する評価を除く。

IV その他

通知日	通知先	件 名
16/1/30	厚・農 環	遺伝子組換え食品(種子植物)の安全性評価基準 遺伝子組換え植物の掛け合わせについての安全性評価の考え方
16/3/18	農	普通肥料の公定規格に関する食品健康影響評価の考え方
16/3/25	厚農環	遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物の安全性評価基準
16/5/6	厚農環	遺伝子組換え飼料及び飼料添加物の安全性評価の考え方
16/8/5	厚・農	特定保健用食品の安全性評価に関する基本的考え方
16/9/30	農	家畜等への抗菌性物質の使用により選択される薬剤耐性菌の食品健康影響に関する評価指針
17/4/28	厚農環	遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物のうち、アミノ酸等の最終産物が高度に精製された非タンパク質性添加物の安全性評価の考え方
18/6/29	厚・農	暫定基準が設定された農薬等の食品健康影響評価の実施手順
19/9/13	厚・農	食品により媒介される微生物に関する食品健康影響評価指針(暫定版)
20/6/26	厚農環	遺伝子組換え食品(微生物)の安全性評価基準
22/5/27	厚	添加物に関する食品健康影響評価指針